

モンゴル・ソ連相互援助規定書の締結と日本・ソ連・中国

マンダフ・アリウンサイハン

はじめに

一九三六年三月一二日、ウランバートルで、ソ連とモンゴルとの間で「モンゴル・ソ連相互援助規定書」が締結された。この条約は、ソ連がモンゴルに対する自身の立場を公式に世界に示したという点で非常に大きな意味をもっていた。R・ボルド「ハルハ河戦争前夜の極東の国際関係―モンゴル」によれば、この条約の意義は、なによりもまず、モンゴルが国際関係における法的主体であることを世界に主張したこと⁽¹⁾にあり、さらに、モンゴル方面への進出をねらう関東軍を牽制するという目的ももっていた。⁽¹⁾ B・バーバル『黄金の三角』は、この条約によってソ連がモンゴルを第三国の軍事的脅威から守るべき軍事同盟国と正式に位置づけたことを明らかにした。⁽²⁾ しかし、この条約によってソ連がモンゴルへ自軍を進駐させるのに必要な法的根拠を得たことは、日本軍に大きな危機感を抱かせ、モンゴルを取り巻く国際情勢を複雑なものにしてしまったことも事実であろう。東アジアの国際関係史研究において、この条約は必ずといってよいほど言及されているにもかかわらず、上記のよう

な関係諸国に与えた影響や条約の性格などについては十分な検討が行われているとはいえない。そこで本稿では、ロシア・モンゴル・日本の史料を利用し、これまでの日・ソ・モ関係史に関する先行研究ではあまり注目されなかつたソ連・モンゴル相互援助規定書の歴史的意義と日ソ関係に与えた影響を考察することを試みる。

本論文は五章からなる。第一章、第二章では、条約締結に至るまでのソ連・モンゴル関係の経緯とソ連のモンゴルへの接近に日本は大きな関心を持って眺めていたことを示す。第三章、第四章ではモンゴルとソ連にとってこの条約はどんな意味を持っていたのか、条約締結に関する日本、満州国、中国の態度はどんなものであったか、を論じる。第五章では、条約がその後の日本の外交政策にどのような影響を与えたのか、それがまたソ連の対モンゴル政策に与えた影響について言及する。

第I章 国境問題によるモンゴル・満州国境の緊張とモンゴル・ソ連関係の強化

一九三五年頃から、極東ソ連軍の国境防備力の充実と、さらには、日満軍の国境警備軍の増強などにともない、ソ連・満州国境だけでなく、モンゴル・満州国境方面の緊張が次第に高まり、国境線の各地において紛争事件が頻発するようになる。国境紛争の原因は、国境線に関する解釈の相違であった。当時、モンゴル側がハルハ河東方二〇キロの地点を国境線と主張していたのに対し、日満側はハルハ河をもって国境線と主張していた。

一九三五年一月に、関東軍は内モンゴルのチャハル地方に侵攻を始め、その後モンゴル南部、東部国境に対する日本軍の脅威がますます現実的なものとなってきた。一九三五年一月に、モンゴル東部国境にあるハルハ廟をめぐって、モンゴル警備隊と満州国警備軍との間に国境衝突事件が発生した。いわゆるハルハ廟事件である。こ

のハルハ廟事件勃発のきっかけは、モンゴル軍の小部隊が国境監視所の置かれていたハルハ河東部のハルハ廟での国境の監視のためにハルハ河を越えたのを、関東軍が、モンゴル軍の不法越境、不法占領とみなして、モンゴル軍を実力で撤退させようとしたことであった。関東軍の命令に基づいて、満軍の北警備軍は、二四日、ハルハ廟奪回のため軍事教官本田少佐、瀬尾中尉らの下に満軍部隊を出勤させ、モンゴル軍と戦闘を交え、両軍の間に多数の死傷者が出る。

このハルハ廟事件をきっかけとして、七〇〇キロにわたるモンゴル人民共和国と満州国との国境で国境紛争が頻発した。日本側の史料によれば、一九三五年にはモ・満国境で国境事件一八件が発生し、一九三六年に入ると大規模なヘレムテ事件、アググドラン事件、ボイル湖事件、ボルンデルス事件が起り、その規模、激烈度を増していった。⁽³⁾

このことは、ソ連の対モンゴル政策の進展に重大な影響をもたらす。ソ連政府は、このようなモ・満国境におけるモンゴルと日満間の度重なる国境紛争を、日本による対ソ攻撃の前兆としてとらえ、モンゴルにおける基地保有の必要性を一層確信した。そして、極東での日本軍の行動を抑止するために、モンゴルとの協力関係を一段と強め、モンゴルの軍事力の増強に本格的に取り組むことを決定した。

モンゴル側はといえば、満州との国境において紛争事件が頻発し、ソ連・モンゴル対日満の対立が非常に激化した状況にかんがみ、自国の安全保障をなによりも重視する外交路線をとった。モンゴルのゲンドウン首相は、ソ連軍のモンゴルへの進駐に対して慎重な態度を終始崩すことはなかったが、一九三五年一〇月一四日付のソ連政府に送った書簡の中で、「わが共和国の防衛力を強化する上で、ソ連の全面的な援助が不可欠である」旨を述べ、モンゴルの安全保障への協力をソ連に求めている。さらに、彼は、モンゴル自身の国益の観点からみても、

モンゴルにとってソ連は唯一の友好国と確信していると述べて、ソ連寄りの姿勢を打ち出した。⁽⁴⁾

モンゴル代表は、ソ連の対モンゴル援助、ソ連との防衛体制の構築などについて話し合うために、一九三五年一月一日から三六年一月九日まで、ソ連政府の招きでモスクワを訪問した。

モスクワでの会談でモンゴル側は、ソ連からの援助について、経済協力の促進・文化関係・医療体制の強化・国防問題などについての五項目の提案をまとめた援助計画書を提出する。これに対し、スターリンは、「この援助計画の中の経済・文化面の援助に関する問題は我々の今回の会談で主要関心事ではないので、まずモンゴルの独立擁護及びその防衛力の強化などに関する問題を具体的に協議されたい」と述べて、次いでモンゴルに対するソ連の軍事援助のあり方について、直接モンゴル側の意向を確かめた。これに答えて、ゲンドゥンはモンゴルがソ連に期待する軍事面での援助として、まず武器・装備などの各種軍需物資と軍事技術者の提供を望んでいることを表明したが、ソ連軍のモンゴルへの進駐については触れなかった。一方、デミド陸相は、モンゴルが外国からの攻撃を受けた場合、独力でそれに抵抗出来ないのは明らかであるから、ソ連の軍事面の援助として、ソ連軍のモンゴルへの派遣を含む武器・装備などの援助が求められるとの意見を述べ、続いて、国際情勢が許すならば、両国の間に相互援助条約を結ぶことを提案した。⁽⁶⁾

この会談で、ソ連のモンゴルに対する軍事面の援助をめぐるって、モンゴルの指導部の意見が必ずしも一致していないことが明らかになった。つまり、首相はソ連のモンゴルへの軍事面の援助については、武器と軍事専門家の派遣のみにとどめ、赤軍部隊のモンゴルへの進駐に対して否定的な立場をとっていたのに対し、陸相は戦争発生の危機が迫っている現状においてはソ連軍部隊のモンゴルへの進駐はやむを得ないと考えていたのである。

このため、スターリンは、ソ連の対モンゴル援助をめぐるってモンゴルの指導部の意見が分れている現状では、

ソ連政府としては、モンゴル政府がソ連政府に対して具体的にどんな援助を求めているのかを見極めることが難しいとして、ソ連援助に対するモンゴル政府の意見がまとまってから、援助問題について改めて話し合うことが望ましいとの意向を示した。

モンゴルに大幅な防衛力増強を急速に行わせるため、スターリンはモンゴルに対する経済面での援助を大幅に増加させ、一九三六年度には軍事費として八〇〇万トウグリクの援助を供与することを約束し、その代償としてスターリンはゲンドウンにモンゴルの兵力を現在の一万人から一万八〇〇〇人にまで増大させること、軍事支出を現在の八〇〇万トウグリク（国家予算の二五％）から一六〇〇万トウグリク（予算の五〇％）に増加させることなどを求め、これをゲンドウンは受け入れることに同意した。さらに、スターリンはゲンドウンに対し、モンゴル政府から要請があった場合、モンゴルの軍事力補強のため、当分の間は総兵力三〇〇〇〇人のソ連軍機械化部隊二個をただちに派遣する用意がある旨を伝えた。⁽⁷⁾

モンゴル人民革命党中央委員会幹部会、閣僚会議は、一九三六年一月二三日、今回の防衛問題をめぐるソ連・モンゴル交渉についてのモンゴル代表団の報告書を審議する合同会議を開き、代表団の報告書に基づき、ソ連の対モンゴル援助についてのデミド陸相の立場を支持することを決定し、ソ連に軍事援助を正式に要請するよう政府に指示した。この指示に基づいて政府は、一月二五日、ソ連軍のモンゴルへの進駐を容認する旨の政府決議案をまとめ、国家小会議に提出する。この提出された決議案は、国家大会幹部会で採択された。かくして、モンゴル政府はソ連政府に軍事援助を正式に要請する旨の書簡を送り、その中で、まず「モンゴルの防衛上の必要性からソ連軍の機械化旅団二個と飛行中隊一個を、モンゴルに急ぎ派遣する」ことを要請し、前回の会談でソ連政府が約束した八〇〇万トウグリクの援助を活用してモンゴルの兵力を二万人にまで増強することを約束していた。

このモンゴル政府の正式の要請をうけてソ連は、二月一日、軍事援助面についてのモンゴル側の要請を認める旨の回答を伝える。

一九三六年三月に開催されたモンゴル人民革命党第二回総会では、防衛問題が検討され、軍事支出の増加、軍に対する近代式兵器の供給などについての決議が出され、国防問題は当面の党・政府の主要課題として留意されなければならないと指摘された。

モンゴルに対するソ連の軍事援助の増大は、一九三六年度にモンゴルの国防費を二倍、兵員数を三〇%、武器・装備を四〇%に増加させ、兵役期間を二年から三年に延長することを可能にした。

上に述べたソ連・モンゴル間のモスクワ会談におけるモンゴルの国防問題に関するソ連側の態度にかんがみれば、日本軍との衝突は不可避とみていたソ連が、極東防衛上の必要からモンゴルに対する政治・軍事面での影響をさらに強化し、モンゴルに對日軍事戦略面での重要な拠点の一翼を担わすことに、この時期の對モンゴル政策の重点が置かれていた、とみることができよう。

第二章 ソ連・モンゴル両国の接近に対する日本の危惧

日本の外務省は、モスクワでのソ連・モンゴル会談の成り行きに大きな関心を寄せていた。外務省は、モ・満国境における一連の紛争事件、それに続くモ・満国境紛争を処理するためのモ・満間の満州里会議が決裂した直後に「外蒙首相ゲンドウン一行ノ莫斯科訪問ハ現下ノ東亜政局ニ取り極メテ重大ナル意義ヲ含蓄セル」ものとみていたのである。

実際、モスクワの日本大使館から日本の外務省に、モンゴル代表団がスターリン、モロトフなどの「ソ連政府ノ幹部ト交歓シ其ノ間『ソ』、蒙側ハ頻リニ日、満側ノ外蒙延テハ東亜大陸ニ対スル侵略的意図ナルモノヲ内外ニ宣伝シタ」との情報が寄せられている。⁽¹⁰⁾ さらに、モンゴルのゲンドウン首相は、「一二月三〇日帝國ノ所謂大陸政策ヲ攻撃シ『ソ』、蒙ノ緊密ナル提携ヲ希望シ」、次のように言明した旨が外務省に伝えられている。

日本ハ今ヤ外蒙ヲ第二ノ満州国タラシメムトシツツアリ一度外蒙ニシテ日本ノ手ニ歸セムカ日本ノ「ソ」聯攻撃ハ容易トナリ更ニ進ムテ支那ニ向ヒ第二段ノ進撃ヲナスニ至ラム余ハ「ソ」政府カ蒙古国民共和国政府ヲ援助シ共ニ日本ノ大陸侵略ニ備エムコトヲ衷心希望ス。⁽¹¹⁾

このような情報に接して、外務省は「今後ノ満、蒙、ヲ挟ム日、『ソ』関係ハ深甚ノ注意ニ値スルモノアリト思考セラル」として、モ・滿外交問題は日ソ関係の進展に大きな影響を与える要因になり得るとの見解を示した。このモスクワ会談を転機として、モ・滿外交問題は、一層日ソ外交関係の推移に左右されるようになっていくのである。一九三五年一月一六日、東京で日本の有力な政治家の一人である井上公爵 (Birkoff Khoye // vicomte Inoue) とユレネフ駐日ソ連大使の間に、日ソ関係をめぐる話し合いが行われた。会談で井上は「関東軍は今後、モンゴル共和国との外交関係樹立に向けて努力するであろう」と述べ、⁽¹²⁾ 日本がモ・滿国交の樹立を支持する意向を表明する。さらに、一九三六年二月の初めに、幣原喜重郎貴族院議員はモ・滿関係の進展に関するソ連政府の考えを正確に把握するために、ユレネフ・ソ連大使と会見して、国境紛争の解決をめぐる満蒙会議が決裂した原因と、その再開の見通しについて、ソ連大使の見解を尋ねた。これに対し、ユレネフは明確な回答を避けながら、

次のように述べて、日本がモ・満間の国交樹立の問題に関与することに牽制を加えた。

相手の国が外交関係を望んでいない場合は、その国に対し外交関係の樹立を要求してはならないと思う。関東軍司令部が外モンゴルに対する威圧的政策を放棄した場合、外モンゴルは日本と通常の関係を結ぶことを認めるであろう⁽¹⁴⁾。

ストモニャコフ外務人民委員代理も、一九三六年二月一四日の大田為吉駐ソ大使との会談で、ソ連はモンゴルに対する日本軍の侵略的行為を断じて許すことが出来ないと述べ、「モンゴル人民共和国領土が攻撃を受ける脅威が発生する場合、ソビエトはモンゴル人民に対して必要不可欠の援助を与えるであろう」と警告し⁽¹⁵⁾、モ・満間の国境紛争についてのソ連政府の立場を表明した。このストモニャコフの発言は、ソ連の対モンゴル軍事援助を正式に認め、ソ連とモンゴルの対日関係が共同防衛体制という新段階に入ったことを示すものであった。大田大使から会談の内容が東京に伝えられると、日本外務省では、二月一七日、局長会議が開かれ、今後予想されるモンゴル問題をめぐる日ソ関係の発展について協議した。東京のソ連大使館、情報員などからモスクワに寄せられた情報によれば、「ストモニャコフの発言は、紛争地帯の現状を維持し、モンゴルと満州国との間に起こっている紛争について両方が受け入れ可能な妥協点を見つけようとする日本外交政策の熱意を幾分冷ます結果をもたらした⁽¹⁶⁾」。

スターリンは、ソ連・モンゴル相互援助議定書締結直前の三月一日、「スクリップス・ハワード新聞連合」会長ロイ・ハワードとのインタビューで、「日本がモンゴル人民共和国に対する攻撃に出た場合、ソ連は一九二一年の場

合と同じく、モンゴルの独立をあくまで擁護する」と述べ、日本軍によるモンゴル占領に対しては常に武力をもつて応ずる、という意向を示した。これはモンゴルの独立と領土保全に対するソ連政府としての強い意志を表明したもので、ソ連とモンゴルの間に対日政治・軍事的な協力関係が正式に確立されたことを全世界に向けて明言したものにほかならなかった。

そして、このスターリンの発言をふまえて、リトビノフソ連外務人民委員は、三月五日付のユレネフ駐日大使に宛てた電報の中で次のように述べて、日本がモンゴルに対して軍事行動を起こせば、ソ連はモンゴルの領土を自国と同様に考え、ソ連がその防衛に当たることになると断じた。

大田日本大使は、会見のため来訪した〔三月四日〕。……彼らからは我々が譲歩すればする程、その要求の度を一段と強めているような印象を受けた。我々は、東支鉄道問題で日本に譲歩したのであるが、その後、日本はソ・満国境の修正を要求し、さらにモンゴルに対する攻撃に出た。ソ連とモンゴルの国境外ならどんなことが起こっても、ソ・日関係に大した影響は及ばないであろう。しかし、日本軍のモンゴルに対する挑発的行動は一体何のため必要なか。彼らは、再び攻撃に出た場合、我々は自国の領土に対する攻撃同様に考える¹⁸⁾

ソ連政府は、一九三六年三月に極東安全保障の立場からソ連軍部隊をモンゴル領内の東南および南方の国境方面に配置する決意を取り決めた。そしてモンゴル領内にソ連軍を進駐させるのに必要な法的根拠を得ることと、国際関係の緊張が高まる中でモンゴルの独立を国際条約という形で法的に確実にする必要という一点の理由から、モンゴルとの相互援助条約の締結に踏みきった。

第三章 ソ連・モンゴル相互援助議定書の締結

一九三六年三月一二日、ウランバートルでモンゴルのゲンドウン首相と駐モンゴルソ連全権代表タヨロフとの間に、「ソ連・モンゴル相互援助議定書」が締結された。

その趣旨は次の通りであった。

モンゴル人民共和国政府及びソビエト社会主義共和国連邦政府は、……極東における平和と安全を保持しようとする希望に導かれ、さらに両国間の友好関係の強化を促進する目的のもとに、一九三四年一月二七日締結した……相互援助に関する紳士協定を今回新たに議定書の形式において正式に成文化することになり、次のような議定書の締結に合意した。

第一条 第三国によりモンゴル及びソ連両国の領土に対する攻撃の脅威が発生した場合には両国は、情勢を検討し、両国領土の安全を保護するために必要と思惟される一切の手段を講ずることを約する。

第二条 モンゴル並びにソ連政府は締約国の一方に対し軍事的攻撃が加えられる場合には、両国は軍事的援助を含むその他一切の援助を相互に提供することを約する。

第三条 モンゴル並びにソ連政府は一九二五年ソ連軍がモンゴル領土から撤収した際の事態と同様、前述第一、二条による義務履行のため相手締約国領土に駐屯する他方の軍隊は、駐屯の必要の解消とともに即時該領域から撤収することを約する。

第四条 本議定書は調印と同時に発行し一〇カ年有効とする。⁽¹⁹⁾

ソ連・モンゴル相互援助議定書の発効は、極東における政治軍事情勢に重要な変化をもたらし、同地域の関係諸国の外交に様々な影響を与えた。この議定書は、モンゴルに対する関東軍の軍事行動を抑制する役割を果たし、モンゴルの独立と安全を保障した。R・ボルド「ハルハ河戦争前夜の極東の国際関係―モンゴル」(『ハルハ河…歴史の真実を追う』、ウランバートル、一九九三年)によれば、この条約の意義は、モンゴルに対する関東軍の脅威を牽制し、とりわけモンゴルが国際関係における法的主体であることを世界に示したことにあった。⁽²⁰⁾

この議定書の締結によって、ソ連政府がモンゴルに軍事基地を確保し、ソ連極東地域の安全を一段と強化させることができた。本議定書に基づき、一九三六年四月からソ連赤軍の部隊がモンゴルに進駐し、ノモンハン事件の際には約四万人ものソ連軍兵士が参戦している。

第四章 相互援助議定書に対する国民政府の抗議―ソ連・モンゴルの態度

同議定書に対する中国側の反応はきわめて大きなものがあつた。中国国民政府は、以前からモンゴルに対して宗主権を主張していたので、このソ連・モンゴル相互援助議定書の締結に強く反発し、四月二日、同議定書の内容を説明するソ連大使に対し、同議定書が「外モンゴルが中国の構成部分たることを認め、同地における中国主権の尊重」をうたった二四年の中ソ協定に違反するとして、嚴重抗議した。続いて、四月七日、国民政府外交部長は、以下のような対ソ抗議覚書を発し、ソ連・モンゴル相互援助議定書の違法性を指摘した。

一九二四年〔民国一三年〕五月三十一日調印の中ソ協定第五条において、ソ連政府は外モンゴルが完全に中国の一部であることを承認し、且該領内における中国の主権を尊重する旨を明言している、……然るにソ連政府が現在外モンゴルと議定書を調印したことは明らかに中国の主権を侵害し、民国一三年の中ソ協定の決定に違反していることは疑いの余地のないことである。従って、この議定書は違法で、中国政府は如何なる事情においても、この議定書を承認できず、それに束縛されるようなことはありえないということ⁽²¹⁾を強調しなければならない。

これに対し、ソ連政府は四月八日、次のような覚書を発表して、中国側の主張を退けた。

本議定書のいかなる条文もソ連と中国並びにソ連とモンゴルの間に以前から存在する公式の関係になんらの変更をもたらさないことを言明する。ソ連は相互援助議定書に署名するにあたり、一九二四年に北京で締結されたソ中協定が失効になることなく、将来とも効力を有するものであることを保証する。……ソ連・モンゴル議定書は北京協定に違反せず、モンゴルと中国の人民いずれの利益にも一致するものであることを、中国政府としては十分承知しているものと確信する。⁽²²⁾

一方、モンゴル人民共和国のアマル首相は、国民政府の抗議に対するソ連政府の覚書の内容に対し遺憾の意を表わすとともに、一九二四年五月三十一日に北京で調印された中ソ協定の第五条で、「ソ連は外モンゴルが中華民国の構成部分たることを承認し、同地における中国の主権を尊重する」と述べられていることに対するモンゴル政

府の正式な見解として、次のような声明を発表した。

ソ連政府と中国両政府は、一九二四年に北京で結んだ協定は、ソ中間の問題であるが、この協定の中にはモンゴルに関わる内容が盛込まれているとしている。これは、ソ連と中国との間に取り決められたことであり、モンゴル人民共和国としては、これを一切承認することができない旨をソ連政府に対して再度にわたって伝えてきたのである。後日、中国あるいは他の国からこの問題についてあるいはこの問題と関連する問題について論議が起こった場合、モンゴル人民共和国としては、これを絶対受け入れることができない。モンゴル政府は、適当な時期においてこの問題を一切承認しない旨を全世界に向けて通告する権利を保持している。この点をソ連政府に伝えなければならないと思う。⁽²³⁾

国民政府の宗主権主張の基礎になっているのは、モンゴル人民革命によって「顛覆されたモンゴル諸王族が昔は旧清朝に隷属していたということくらいであり、漢民族自身がモンゴルを実際に征服したことなどまだ一度もなかったのである」⁽²⁴⁾。従って、ソ連が相互援助条約の意義に関する中国の抗議に答えて、外モンゴルにおける中国の宗主権を承認する旨を繰り返すと、華北にほとんど影響力をもっていなかった国民政府は、ロシアがモンゴル防衛の責任をとるのはロシアの利益であるだけでなく、中国の戦略上の利益になるとみなし、ソ連政府の対華回答に対し、再度異議をとなえることをしなかったのだと考えられる。つまり、その後の中ソ関係に大きな影響は生じなかったのである。実際、ボリス・スラヴィンスキーによれば、ソ連・モンゴル議定書の調印は、一九三五年末頃から日中間で進められていた中ソ関係の改善をめぐる交渉プロセスにブレーキをかけていたが、早くも一

九三六年五月二七日、行政副院長孔祥熙は、ソ連政治代表ボゴモロフとの会談で、「中国政府が、日本からかなりの圧力を受けてモスクワに抗議書を送ったことを認め」、現在、この議定書をめぐる中ソ「紛争は終わったとみなすことができる」と述べ、これと同時に、さらに、ソ連側代表に対して「中ソ相互援助条約は中国にもソ連にも必要であり、それが締結されれば日本の侵略を食い止められるだろう」と述べ、中ソ相互援助条約に賛成する」意向を示していた。⁽²⁵⁾

第五章 議定書をめぐる日満の態度

ソ連・モンゴル相互援助議定書は、ソ連の対モンゴル軍事協力を柱としたもので、明らかに日本の攻撃に備えた直接的な軍事同盟という性質をもっていた。

ストモニャコフ・ソ連人民委員代理は、三月二七日、東京のユレネフ大使宛てに、ソ連・モンゴル議定書の全文を電報で伝え、続いて翌日の二八日にも、日ソ関係の悪化や日独の接近などについて打電しているが、その中で、次のように述べている。

ウランバートル議定書は、モンゴルに対する日本の侵略を抑制する目的のためのわが外交政策の一つの新しい指針である。モンゴルを侵略しようとするれば、それはソ連との戦争になりうることを日本はもはや疑わなくなっているであろう。それはここ数週間ないし数カ月間にわたり、満・モ間の諸問題について、日本および関東軍司令部さえもが相当慎重に対処していることから証明される。しかし、私はこれをもって、今後は国境で

再び紛争が発生しないと断言することができない。それは、いまだありうる。しかし、日本が我々との戦争を最終的に決断したその時にのみ、モンゴルに対して重大な行動に出るであろうと、私は考えている。⁽²⁶⁾

この議定書を締結したことは、ソ連が、日中の紛争には中立の態度を取りながらも、極東における軍事的地位が強化されたことを背景にして、日本の実力行動に対して必要がある場合には武力をもって抗争しようとする意向を示すものとして注目される。事実、この条約の締結を機として、日ソ間で国境をめぐる武力紛争が次第に大規模化し、やがてノモンハンでの軍事衝突をみることになる。

一九三六年三月三十一日、国境問題に関する会議において、ストモニアコフ外務人民委員代理は駐ソ大田為吉大使に対し、一九三四年以来両国間に存在していた事実上の相互支援関係を確認する趣旨をもって三月一二日にソ・モ間にソ連・モンゴル相互援助議定書が調印された旨を通知した。

日本政府は、議定書の内容をめぐる中国国民政府の抗議を国際連盟および列強が事実上無視する態度をとったことに重大な関心を示した。外務省当局は、各国がソ連・モンゴル議定書の違法性を黙認する態度をとっていることはソ連の対極東膨張政策を承認するものとみなし、議定書の違法性を訴える国民政府の立場を支持する形で、次のような見解を表明している。

ソ連政府は外蒙政府を支那の地方自治政権と見做し、之と条約を締結するのは何等支那の領土権侵害でない」と称しているが、もし連盟及び各国が之を合法的のものと認める場合には、将来北支自治政権と日本との間に防共協定其他の協定が締結せらるる場合に於ても、日本に対しなんら抗議を提出し得べきものでない。而して各

国とも大体ソ連の態度を容認しているのみならず、英語のマンチエスターガーデン紙の如きは積極的支持の態度を示しているが、斯る態度は将来の我東亜政策遂行上に重要関連をもつものとして外務当局は成行を注視している。⁽²⁷⁾

さらに日本の外務省は、議定書締結の背景について、「ソ蒙関係進展ニ関シ従来ソ連政府ハ我方ノ追及ニ対シ『ソ』連ハ外蒙ニ重大ナル利害ヲ有スル旨ヲ以テ答エ敢テ右関係ノ根拠ヲ明示スル所ナカリシカ」、今回の議定書は「我方ノ『ソ』、蒙関係ノ根拠ニ対スル追求ニ報ユルトコロアリタリ」との分析を加えていた。⁽²⁸⁾

満州国政府は、このソ連・モンゴル相互援助議定書に対し強い不快感を示し、四月上旬満州国外交部当局談という形式をもって、次のような声明を發した。

今回愈々相互援助議定書なるカモフラージの下に外蒙を名実共に把握せんとする意図を露骨に表明せるものといふべく、外蒙が現在ソ連以外の総べての外国即ち支那とすらも隔絶せられある現状に於いては、斯る議定書の成立は実質的にはソ連が外蒙を併合せると殆んど択ぶ所なく、庫倫（ウランバートル）の一部政權と結託し外蒙一般人民の意志を蹂躪せるこの暴挙は世界の公憤に値するところにして、殊に相互援助といふもその実質は日滿両国に対する軍事同盟と認むべく、当国として特に重大なる関心を禁じ得ざるところなり。⁽²⁹⁾

第六章 ソ・モ議定書と日独防共協定 —— 議定書締結後の日ソ関係の激化とモンゴル

日本には、この議定書の締結によってソ連・モンゴル間に共同防衛体制が確立され、ソ連の日満に対する無言の威圧が強まっていることに對する警戒心が高まっていた。一九三六年八月七日の四相會議で決定された「帝国外交方針」は、ソ連の極東政策の強化による對日脅威が一段と強まっていることについて、次のように述べている。

近時蘇連邦ハ其国防上及國際上ノ地位頓ニ強化スルニ伴ヒ極東ニ過大ノ軍備ヲ配シテ東亞方面ニ對スル其ノ武力革命的迫力ヲ増大シ、各方面ニ對シ赤化進出ヲ企図シ、益々帝國ヲシテ不利ノ地位ニ至ラシメツツアリ。右ハ帝國ノ国防ニ對スル直接ノ脅威ナルト共ニ、我東亞政策ノ遂行上重大障礙ヲ為スヲ以テ、差当リ外交政策ノ重点ヲ蘇連ノ東亞ニ對スル侵寇的企圖ノ挫折特ニ軍備的脅威ノ解消、赤化進出ノ阻止ニ置き、国防ノ充実に相俟チ外交手段ニ依リ之カ達成ヲキスヘシ。³⁰

このソ連の極東攻勢の強化に刺激されて、一九三六年一月二五日、ベルリンで日独防共協定が締結された。この日独協定とソ連・モンゴル議定書とは時期的に重なる部分が多いのであるが、防共交渉に同議定書がどのような影響を与えたのかは余り究明されていない。しかし、すでに第二章と第三章で述べてきたように、当時はソ連に對抗する意味からモンゴルにおけるソ連の影響力の強化に對して日本が強い警戒の目を向けていたことが明らか

かである。当時日本では、「赤化」の恐怖が呼ばれ、日本にとってモンゴルはソ連・コミンテルンによる赤化工作の最初の現実化で、ソ連の南進政策を暴露するための象徴的な存在であった。防共協定締結後の日本外務省の声明においても協定が結ばれた背景の一つに、「赤化の侵寇は従来東洋方面なかんずく支那においてとくに著しく、外蒙古、新疆の如きはすでにその惨禍をなめ」ているとして、ソ連の対モンゴル活動が述べられている³¹⁾。この意味で、ソ連・モンゴル議定書の締結によりモンゴルにおけるソ連の影響力が一段と強化されたことは、日本に日独防共協定の締結を促す一つの要因となった、と思われる。実際、防共協定をめぐる日独交渉は、初めは一九三五年頃からベルリンでナチス党の外交部長リッペントロップとベルリン駐在陸軍武官大島浩との間に秘密に進められていたが、ソ連・モンゴル議定書締結から一ヶ月後の四月に有田八郎が広田内閣の外相に就任してから以降は、交渉は外務省の管轄に移され、政府レベルの本格交渉に移行している。また、ドイツとの政治的提携について、日本政府内でも、ドイツとの政治的提携によって、ソ連から受ける脅威を軽減しようとする防共協定をめぐる論議が本格的になっている。

有田八郎外相の回想録『馬鹿八と人は言う』によれば、七月二四日、防共協定についての外務省と陸海軍の合同会議が開かれ、日独防共協定に対する日本の正式態度として、ソ連が極東に膨大な軍備を擁して日本に脅威を与え、他方フランスやチェコスロバキアと相互援助条約を締結し、それに外蒙古との相互援助条約、中国における共産運動を支持するなど、その地位を強固にしている現状から、ソ連の脅威を牽制することが、わが国の大陸政策の上からも必要である。そこで、さしあたりこの牽制の役割をドイツにもとめるのが妥当である、との案がまとめられた³²⁾。

このように、実際にドイツとの提携をめぐる論議において、ソ連・モンゴル相互援助条約の締結が防共協定を

必要とする理由の一つに挙げられている。つまり、ソ連・モンゴル議定書に刺激されて、日本政府内に極東におけるソ連の影響力を、日本とドイツとの提携によって抑制しようとする動きが活発になり、日本政府は急ぎドイツ政府との交渉に入り、日独防共協定が締結されたのである。

この日独防共協定は、共産インターナショナルに対する両国の提携協力を規定しただけで「……ソビエト連邦その他のいかなる特定国をも目標とするものではないことはいうまでもない」と声明されたが、これには秘密の付属議定書があり、この議定書は、第一条「締約国の一方がソ連より挑発によらざる攻撃または攻撃の脅威を受けた場合、他方締約国はソ連の地位につき負担を軽くするような一切の措置をとらず、共通の利益擁護のため、とるべき措置について直ちに協議すること」および、第二条「締約国は相互の同意なしに、本協定の精神と両立せざる一切の政治的条約をソ連との間に締結しないこと」を規定するという、明らかにソ連を仮想敵とする二条文を含んでいた。³³

一方、ソ連は日独交渉の詳細をベルリン駐在赤軍諜報部員によって知り、その全文を手に入れていたので、この秘密付属議定書はソ連に対する日独の軍事同盟を設定したものに他ならないとして深刻に受け止め、対日批判を一段と強化させた。

一月二八日、つまり日独防共協定が結ばれた三日後に、リトビノフは第八回臨時ソビエト代表大会の席上で、秘密議定書の存在に触れて、「私は、全責任をもって次のようにいう。日本の大使館附武官とドイツの外交当局者との間で、一五か月にわたって交渉が進められたのは、この秘密条約文書を作成せんがためであり、そこには共產主義という言葉も使われてはいないであろう」と言明している。リトビノフは続けて、日本がソ連と「条約を締結するためにはドイツの同意が必要となった。日本外交の独立性は、失われた」と述べ、今日、日本政府の誠

実さをもはや信ずるわけにゆかないと非難し、さらに「反民主主義的、侵略的なファシスト諸国は、遂に自己の言葉を述べた。……彼らは、やつぎばやに平和愛好国に対して、とりわけ、民主主義諸国に対して挑戦状をつきつけた。今度は、民主主義諸国が発言する番である」として、⁽³⁵⁾集団的安全保障の一層の強化を提唱した。

この日独防共協定は、日ソ関係及びモ・満関係に深刻な衝撃を与えた。これ以後、日ソ関係は悪化の方向に向かって進んでいった。たとえば、日独防共協定に対する報復措置として、ソ連は日ソ間の新漁業協定の調印を拒否し、旧漁業協定の更新にもなかなか応じなかった。結局、この旧漁業協定の更新は一年間有効の暫定取決めのまま経過し、協定の期限が切れる一月三一日にやっと調印をみるにいたった。また、当時満州国の満州里でモングルと満州国との間で、モングルの東部国境で起こったモ・満間の国境紛争事件を平和的に解決しようとする会議が継続的に開かれていたが、この日独防共協定の成立を受けて、満州里会議のモングル側代表が急ぎ満州里から引き上げされ、交渉は挫折に終わる。⁽³⁶⁾

これと同時に、日独防共協定の締結はソ連・モングル関係にも大きな動揺を与え、ソ連のモングルに対する内政干渉の強化をもたらした。ソ連は、相互援助議定書に基づいて一九三六年に続いて日中戦争勃発後の一九三七年に大規模なソ連軍をモングルに進駐させた。このソ連軍の力を背景に、一九三七年から一九三九年にかけて「反革命的日本のスパイ組織」(Хувьсгалын эсэргүү, тэнхүүдэн бүлэг)の存在が判明したことを口実として、モングル政府の指導者、軍上層部にまで及んだ粛清が行われた。⁽³⁷⁾この大粛清によって、ソ連の外交政策を支持するチョイバルサン元帥が党・政府の権力を一手に握り、この時期を境に、モングルが日本に対して極めて強硬な態度をとるようになったのである。

おわりに

一九三六年三月二日、ソ連とモンゴルとの間で、締約国の一方に対して武力攻撃が加えられた場合、軍事的援助を含む一切の援助を相互に与えることを約定した「モンゴル・ソ連相互援助規定書」が締結された。この協定は、ソ連の対モンゴル軍事援助を正式に認め、ソ連とモンゴルの対日政策が共同防衛体制という新段階に入ったことを示すものであった。モンゴル政府としては、この議定書の締結によって、モンゴルに対する関東軍の軍事行動の抑制と、モンゴルの独立と安全の保障を期待していた。また、ソ連政府も、この議定書の締結によって、モンゴルに軍事基地を確保し、ソ連の極東地域での安全を一段と強化させることが出来た。実際、本議定書に基づき、一九三六年四月からソ連赤軍の部隊がモンゴルに進駐し、ノモンハン事件の際には約四万人ものソ連軍兵士が参戦している。

他方で、この条約によってソ連がモンゴルへ自軍を進駐させるのに必要な法的根拠を得たことは、日本軍に大きな危機感を抱かせ、モンゴルを取り巻く国際情勢を複雑なものにしてしまった。そして、ソ連・モンゴルの間に共同防衛体制が確立され、ソ連の日滿に対する無言の威圧が強まったことは、ソ連抑止のため日本がドイツとの同盟関係を強化しようとする一つの要因となり、一九三六年一月二五日、日独防共協定が締結された。これをきっかけにして、日本の対モンゴル政策は一段と強硬になり、関東軍は、国境問題を実力で解決しようとする行動をとるようになった。

日独防共協定の締結はソ連にも大きな衝撃を与え、ソ連のモンゴルに対する内政干渉の強化をもたらした。ソ

連は、日本との戦争に備えてモンゴル方面に対する兵備を強化するとともに、モンゴルにおける影響力の強化を図って、モンゴル政府内の「対日宥和派」追放に乗り出した。

このように、ソ連・モンゴル相互援助議定書の発効は、極東における政治軍事情勢に重要な変化をもたらし、同地域の関係諸国の外交に様々な影響を与えていたのである。

*本研究は、日本学術振興会の研究助成による成果の一部である。

- (1) Болд, Р., Халхын голын байлдааны өмнөх аялс дорнодын оюун улсын харилцаа, БНМАУ, *Халх гол: түүхэн Үнэншй эрэйд*, БХЯ-н цэргийн түүхийн хүрээлэн, УБ, 1993 он.
- (2) Баатар, Б., *Алтан зургадсан*, УБ, 1999 он.
- (3) 東亜問題研究会『蒙古要覽』三省堂 一九二八年、一九五頁。
- (4) РГАСПИ, ф.89, оп.63, д.16.
- (5) МАХН-ын төв архив, ф.1, т05, хн.108.
- (6) Алван, Ш., *Маршал Дэшид*, УБ, 1994, х.6-7 Гомбосүрэн, Д.: *Маршал Х. Чойбалсан*, УБ, 2003, х.103.
- (7) РГАСПИ, ф89, оп.63, д.18 МАХН-ын төв архив, ф.4, т5, хн.177, х.52 | 54.
- (8) МАХН-ын төв архив, ф.1, т.5, хн. 108, х.167.
- (9) 外務省外交史料館 議会調書 ОА-11-七七頁。
- (10) 同上, ОА-17, 111-111頁。

- (11) 同十 一二三頁。
- (12) 同十 一二三頁。
- (13) АВП РФ ф.Литвинова, оп.16, п.124, л.26.
- (14) там же, л.137.
- (15) АВП РФ, ф.Референтура по Монголии, оп.19, п.18, л.МО-025, л.3.
- (16) там же, л.3.
- (17) *Известия*, 5 марта, 1936.
- (18) *Документы Внешней политики СССР*, т.19, М., 1969-1977, с.122.
- (19) *Монгол-Зөвдөлмийн харилцаа, 1921-1974*, Баримт бичиг, материалын эмхтгэл, I боть, УБ, 1976, х.394-395.
- (20) *Халх гол: түүхэн үнэний эрэлд*. ВХЯ-н цэргийн хүүрээлэн, УБ, 1993, х.8.
- (21) мөн адил, *Монгол-зөвдөлмийн харилцаа, 1921-1974*, Баримт бичиг, материалын эмхтгэл, х.397.
- (22) мөн тэнд, х.399-400.
- (23) Дхамсүрэн, Б., *Монголын гадаад орчин, төрийн тусгаар тогтнол*, УБ, 1995, х.69.
- (24) Е. Сноу『アジアの戦争』森谷巖訳、みすず書房、一九五六年、二四一頁。
- (25) В. Славинスキー（加藤幸廣訳）『日ソ戦争への道 ―ノモンハンから千島占領まで―』共同通信社、一九九九年、六二二頁。
- (26) *Документы Внешней политики СССР*, т.19, М., 1969-1977, с.197.
- (27) 『電通経済週報』第一五号、一九三六年、五三三頁。

- (28) 外務省外交資料館、議会調書、OA二、九二頁、OA一、七四頁。
- (29) 『外交時報』、一九三六年二月号、一五九—一六〇頁。
- (30) 山田朗編『外交史料 — 近代日本の膨張と侵略—』、新日本出版社、一九九七年、二五三頁。
- (31) 日本国際政治学会編『太平洋戦争への道 五』、朝日新聞社、一九八七年版、三八頁。
- (32) 有田八郎『馬鹿八と人は言う』、光和堂、一九五九年、七七頁。
- (33) 日本国際政治学会編『太平洋戦争への道 第五卷、朝日新聞社、一九六三年、三九頁。
- (34) 前掲『外交史料 — 近代日本の膨張と侵略—』、二五六頁。
- (35) Дитвинов, M. M., *Против агрессии*, M., 1938, c.41, M. Litvinoff, *Against Aggression*, International Publishers, 1939, p.76.
- (36) 国境問題をめぐるモンゴル・満州国間の満州里会議については、拙論「満州里会議に関する一考察」、『一橋論叢』、二〇〇五年八月号を参照。
- (37) モンゴル大粛清については、拙論「モンゴルにおける大粛清の真相とその背景」、『一橋論叢』、二〇〇一年八月号を参照。

(一橋大学大学院社会学研究科外国人客員研究員)